

事業所名	児童発達支援事業所POSTN	支援プログラム	作成日	2026年	2月	1日		
法人（事業所）理念	作業（Occupation）は、人（Person）を健康と幸福にするものであるという原点を忘れずに、地域社会（環境：Environment）で暮らす人々の尊厳ある自立生活を実現するための全人的なサービスを提供することを目指します。							
支援方針	人は、環境のなかで、必ず作業を行っており、その作業がうまく遂行できることで環境に適応できる。そのため特に適応できていない環境や場面における作業の遂行状況について、物理的・人的環境と作業内容（難易度と量）を評価し、それらが人（対象児）の能力（身体・運動機能、感覚・認知・行動機能、言語・コミュニケーション機能、心理・社会機能）にあったものかどうかを検討する。検討した結果、人（対象児）へ提供される作業が適切で、それを行うための環境が整っているのであれば、人（対象児）の能力を向上させる支援を行う。しかし本人支援による本人の能力向上に長い期間を要する際には、環境調整（作業の遂行しやすい物理的な工夫や他の子どもとの関わらせ方の工夫など）と提供される作業調整（難易度と量の調整）を行う。							
営業時間	8時	30分	から	17時	30分	まで	送迎実施の有無	なし
支 援 内 容								
本人支援	健康・生活	本人または保護者との面接にて、起床から就寝までの生活の流れとその流れに沿って行う日常生活動作（ADL）を確認し、それらが生活年齢相当の習得状況であるかを評価する。評価結果が特異的であったり、定型発達の標準的範囲から逸脱しているようであれば、それに対して直接的および間接的支援を行う。間接的支援は、主に保護者による家庭での介助方法や関わり方について助言、指導する。						
	運動・感覚	神経学的異常の有無を出生歴や育成歴、各種理学所見などを確認することで評価する。神経学的異常が認められる場合には、異常性が強くないよう専門的支援を実施する。その他の場合には、神経発達症に高率に併存する運動の不器用さ（発達性協調運動障害）の有無やそれに伴う道具の操作性が、生活年齢相当習得できているかを確認し、遅れが認められる、または、遅れが出る可能性が疑われる場合には専門的支援を実施する。						
	認知・行動	医療機関などでの発達検査を参考に個別の療育場面において発達段階を確認。就学までに身に付けておきたい能力を抽出し、本人の発達段階に応じた課題を個別療育で提供する。特に就学までに身に付けておきたいひらがなの読み書きや基数詞や序数詞などの数概念の形成については、時間をかけて支援を行う。認知機能の発達が日常生活にどのように影響しているかを考察し、自宅での家族のかかわり方を提案・助言する。						
	言語 コミュニケーション	コミュニケーションに関しては、それに必要な発語や言語だけでなく、アイコンタクト・ジェスチャー・表情・姿勢／態度・文字などの手段を総合的に評価し、特異的な状態が確認できればそれに対して専門的支援を行う。						
	人間関係 社会性	他者との関係づくりや社会性の発達に必要な要素の一つである“感情”のコントロールができるようになるために、拒否が表現できたり、「わからない」「手伝って」などの要求が出せるようになるよう個別療育、集団療育双方で促していく。						
家族支援	保護者が子どものことを一番に理解し、且つスピーカーとなって、子どもの生活する場所に関わる人（支援者）に対して、子どもの状態を説明できるようになることが重要と考える。 そのため事業所のコンセプトは“親子療育”としており、本人支援だけでなく、保護者へ自身の子どもの発達段階や状態を直接的にお伝えするとともに、家庭での関わり方も毎回のサービス提供時にお伝えする。	移行支援	就学を迎える子どもが、スムーズに新しい環境に適応できるよう、希望する保護者には“サポートブック”の作成支援を行っている。					
地域支援・地域連携	子どもは、家庭以外にこども園や保育園・幼稚園などで長い時間過ごしているため、そこでの作業遂行が集団適応に大きく影響する。そのため園での様子を保護者を通じて確認する。あるいは園での様子を担任から文書で情報提供をいただくなどし確認する。環境への適応が困難な状況が確認されれば、園での生活に当事業所での支援が汎化されるよう目標やプログラムを再検討する。また事業所での取り組みを園へ文書として情報提供を行う。		職員の質の向上	形骸化した支援とならないよう事業所内での日常的なカンファレンスで積極的な意見交換を行う。また外部での勉強会や研修会などへの参加を推奨している。集合研修だけでなく、参加しやすいWEB研修の利用も勧奨している。				
主な行事等	不定期ではあるが、利用児の家族以外の一般向けの勉強会を実施する。		利用児家族に対しては、年間で複数回の勉強会を定期的に全員に対して実施する。					